

## 4)図書館コンピュータシステムの概要

### (1)図書館コンピュータシステムの経過

	導入期	様式	本体機種	パッケージソフト
第Ⅰ期	昭和59年10月	オフコン 漢字入力システムの導入	NECシステム150	LiCS
	平成3年4月	オフコン 利用者検索用パソコンの導入	NEC S3100/A100	LiCS-I
第Ⅲ期	平成8年12月	クライアントサーバー 各配本所とのオンライン開始	NEC Expressサーバー	LiCS-R
	平成14年2月	クライアントサーバー インターネットによる蔵書検索システム開始	NEC Expressサーバー	LiCS-R II
第Ⅴ期	平成20年2月	クライアントサーバー モバイルによる蔵書検索システム開始・ICタグシステムの導入	NEC Expressサーバー	LiCS-R III
	平成26年2月	クライアントサーバー 自宅端末による貸出延長導入・ホームページのリニューアル、スマートフォンへの対応開始	NEC Expressサーバー	LiCS-Re

### (2)主なシステム

#### ①館内OPAC(4館共通)

- ・利用者用:タッチパネル式。蔵書検索・予約サービスが可能。

#### ②Web蔵書検索システム

- ・スマートフォンを含むインターネットを利用し、蔵書検索・予約・予約や貸出状況の確認が可能。
- ・ホームページからの貸出延長が可能。

#### ③モバイル蔵書検索システム

- ・携帯電話をはじめとするモバイル端末で蔵書検索・予約が可能。

#### ④貸出業務補助システム

- ・自動貸出装置:利用者が自分で貸出処理ができる。高階図書館に設置。
- ・不正持ち出し防止装置:貸出処理をせずに館外に図書等を持ち出すとブザーで知らせる。  
タルテープ方式:西・川越駅東口図書館 ICタグ方式:中央・高階図書館

#### ⑤その他

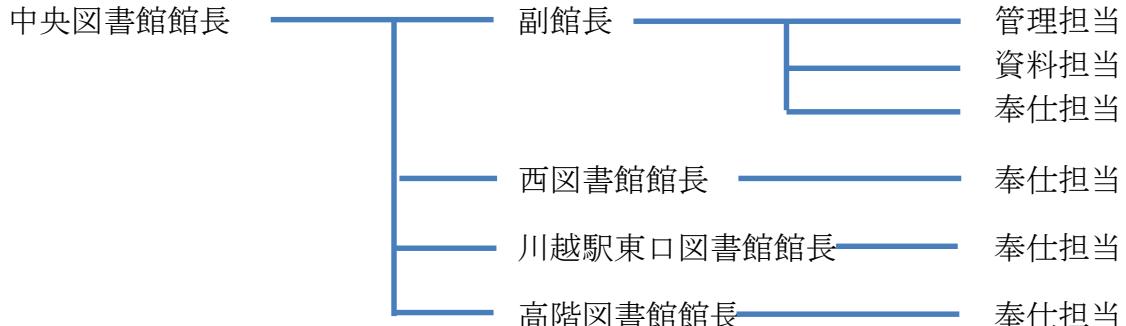
- ・市民開放用パソコン:WEBにアクセスし、レファレンスの補助として情報収集が可能。
- ・停電対策:無停電電源装置の接続で、停電時のバックアップ対策。

### (3)使用外部資料データ

①TRC-T タイプ全件マーク ②TRC-ローカル・データ ③TRC AVマーク ④日本図書館協会AVマーク

## 5)組織図

### 教育総務部 中央図書館



## 6)図書館協議会の状況

### (1) 委員名簿

任期 平成31年1月17日～令和3年1月16日

区分	氏名	選出団体	備考
(1)	ネモト 根本 ヒサシ 恒	川越地区私立幼稚園協会	
	セキネ 関根 ヤスヒロ 康弘	川越市立霞ヶ関北小学校長	
	タケノヤ 竹ノ谷 マサル 勝	川越市校長会(中学校)	
	セキ 関 トシヒデ 俊秀	川越市立川越高等学校長	
	ホンダ 本田 ノリエ 倫江	川越市公民館運営審議会	
	ヨネハラ 米原 タミコ 民子	川越市ボランティア連絡会	
	クマモト 熊本 ミチコ 美智子	川越市社会教育委員協議会	副会長
(2)	ホリ 堀 ミツル 満	川越市子ども会育成団体連絡協議会	
	イチムラ 市村 ヒロコ 博子	川越市民生委員児童委員協議会連合会	
(3)	エンドウ 遠藤 カツヤ 克弥	東京国際大学教授(副学長)	会長
	サカイ 酒井 ヒロシ 博	川越市視覚障害者福祉協会	
	スズキ 鈴木 マサユキ 正幸	文芸川越編集委員	
	スノハラ 春原 シンル 稔	公募委員	
	ハギワラ 萩原 ヨシエ 好江	公募委員	
	サトウ 佐藤 ユキ 由来	公募委員	

※ 区分欄:(1)学校教育及び社会教育の関係者、(2)家庭教育の向上に資する活動を行う者、(3)学識経験者

### (2) 図書館協議会の開催状況

年月日	会議内容	出席委員
平成30年 7月18日(水)	1. 平成29年度事業報告について 2. 平成30年度事業計画について 3. その他	11名
平成31年 2月5日(火)	1. 高階図書館視察 2. その他	9名

## 7)図書館条例、規則等

### ○川越市立図書館条例

昭和五十九年十月一日  
条例第十六号

改正 昭和59年10月1日条例第16号  
平成14年3月20日条例第7号  
平成24年3月16日条例第20号

平成13年12月21日条例第34号  
平成19年12月19日条例第46号

#### (設置)

第一条 本市は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第十条の規定に基づき、図書館を設置する。

#### (名称及び位置)

第二条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川越市立中央図書館	川越市三久保町二番地九
川越市立西図書館	川越市伊勢原町五丁目一番地一
川越市立川越駅東口図書館	川越市菅原町二十三番地十
川越市立高階図書館	川越市大字藤間二十七番地一

(平一三条例三四・全改、平一四条例七・平一九条例四六・一部改正)

#### (図書館協議会)

第三条 法第十四条の規定により、川越市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員十五人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

一 学校教育及び社会教育の関係者

二 家庭教育の向上に資する活動を行う者

三 学識経験者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平一四条例七・平二四条例二〇・一部改正)

#### (委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

1 この条例は、昭和五十九年十月二十八日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 川越市立図書館設置条例(昭和三十八年条例第十八号)

二 川越市立図書館建設委員会条例(昭和五十七年条例第二号)

3 特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例(昭和四十三年条例第三号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（平成一三年一二月二一日条例第三四号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二〇日条例第七号）

この条例は、平成十四年七月二十一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月一九日条例第四六号）

この条例は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月一六日条例第二〇号）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に川越市立図書館協議会の委員である者（以下この項において「旧委員」という。）は、この条例の施行の日に、改正後の第三条第二項の規定により川越市立図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

○川越市立図書館管理規則

昭和五十九年十月三十日

教委規則第七号

(趣旨)

第一条 この規則は、川越市立図書館条例(昭和五十九年条例第十六号)第四条の規定に基づき、川越市立図書館(以下「図書館」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第二条 図書館は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第三条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

一 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料(以下「資料」という。)を収集し、整理し、保存し、及び一般公衆の利用に供すること。

二 資料の利用相談その他の参考調査の依頼に応ずること。

三 他の図書館等と連絡し、協力し、資料の相互貸借を行うこと。

四 配本所及び分室の運営を行うこと。

五 講演会、講習会、展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

六 その他図書館の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(平六教委規則八・平一九教委規則一三・一部改正)

(休館日)

第三条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

中央図書館、西図書館及び高階図書館

一 月曜日(その日が国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号。以下「法」という。)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)

二 法第二条に規定する成人の日、海の日、敬老の日及び体育の日のそれぞれの日の翌日

三 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日

四 每月最終金曜日(その日が休日に当たるときは、その日以前の直近の休日以外の日並びに第一号及び第二号に掲げる日以外の日)

五 特別整理期間(年間十日以内)

川越駅東口図書館

一 火曜日(その日が休日に当たるときを除く。)

二 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日

三 每月最終金曜日(その日が休日に当たるときは、その日以前の直近の休日以外の日及び第一号に掲げる日以外の日)

四 特別整理期間(年間十日以内)

(平一四教委規則一三・全改、平二〇教委規則二・平二二教委規則七・平三〇教委規則四・一部改正)

(利用時間)

第四条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

中央図書館、西図書館及び高階図書館

一 火曜日から金曜日まで 午前九時三十分から午後七時まで

二 土曜日、日曜日及び休日 午前九時三十分から午後六時まで

## 川越駅東口図書館

一 月曜日、水曜日から金曜日まで 午前九時三十分から午後九時まで

二 土曜日、日曜日及び休日 午前九時三十分から午後七時まで

(平一四教委規則一三・全改、平二〇教委規則二・平二二教委規則七・一部改正)

(入館者の心得)

第五条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 所定の場所以外に、資料を持ち出さないこと。

二 館内においては、静粛にするとともに、他人の図書館利用の妨げになることのないようにすること。

三 所定の場所以外で飲食をしないこと。

四 携帯電話による通話は所定の場所で行い、使用にあたつては他人の迷惑にならないようにすること。

五 館長の許可なく館内の電源を使用しないこと。

六 館長の許可なく館内で撮影を行わないこと。

七 館内で喫煙及び火気の使用をしないこと。

(平一四教委規則六・平二〇教委規則二・平二八教委規則一・平三〇教委規則四・一部改正)

(利用制限)

第六条 館長は、次に掲げる者に対しては、図書館の利用を禁止することができる。

一 この規則の規定に違反した者

二 館長の指示に従わない者

(損害賠償)

第七条 施設若しくは設備を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷した者は、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(個人貸出し)

第八条 資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学するものとする。ただし、特別の理由により館長が認める者は、この限りでない。

2 資料の貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード申込書(様式第一号)を館長に提出し、図書館利用カード(様式第二号)の交付を受けなければならない。

3 館長は、資料の貸出しを受けようとする者が図書館利用カードの交付を受ける際、氏名及び住所を確認できる書類の提示を求めることができる。

4 同時に貸出しを受けることができる資料の数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めるときは、この限りでない。

資料区分	数量	貸出期間
図書	十冊以内	二週間以内
視聴覚資料	三点以内	二週間以内

5 資料の貸出しを受けた者が、特別の理由もなく貸出期間を超過し、返納の督促に応じないとき、館長は一定期間資料の貸出しを停止することができる。

6 館長は、必要に応じて、図書館利用カードの交付を受けた者に対し、氏名及び住所を確認できる書類の提示を求めることができる。

(平六教委規則三・平一四教委規則六・平一六教委規則六・平二〇教委規則二・平二二教委規則七・平二七教委規則一〇・平二八教委規則一・一部改正)

(団体貸出し)

第九条 資料の貸出しを受けることができるものは、市内の事業所、機関、又は団体とする。

2 図書館利用カードの交付及びその他の手続については、前条第二項、第三項及び第六項の規定を準用する。

3 同時に貸出しを受けることができる図書は、百冊以内とし、貸出期間は、一月以内とする。ただし、特別の理由により館長が認めるときは、この限りでない。

(平二七教委規則一〇・平二八教委規則一・一部改正)

(配本所及び分室)

第十条 配本所及び分室は、必要により公民館等に設置し、資料の貸出しその他の奉仕を行う。

2 資料の貸出しについては、第八条第四項の規定を準用する。

(平六教委規則三・平六教委規則八・平一四教委規則六・平一六教委規則六・一部改正、平一九教委規則一三・旧第十一條繰上、平二二教委規則七・平三〇教委規則四・一部改正)

(調査相談)

第十二条 資料の利用相談並びに参考調査に必要な資料の紹介及び提供を受けようとする者は、文書、電話、ファクシミリ、電子メール又は口頭により、依頼することができる。

2 参考調査の範囲については、館長が別に定める。

(平一四教委規則六・一部改正、平一九教委規則一三・旧第十二條繰上)

(対面朗読)

第十三条 対面朗読は、視覚障害者に対して、資料の音訳その他の奉仕を行う。

2 対面朗読を受けようとする者は、あらかじめ希望する日時を館長に申し出なければならない。

(平一四教委規則六・一部改正、平一九教委規則一三・旧第十三條繰上)

(中央図書館展示室等の利用)

第十四条 中央図書館長は、展示室、視聴覚ホール、講座室等(以下「展示室等」という。)を図書館業務に支障のない限り、社会教育、その他公共のために利用させることができる。

2 展示室等を利用しようとする者は、利用期日の七日前までに、展示室等使用申込書(様式第三号)を中央図書館長に提出し、許可を受けなければならない。

3 前項の使用申込書は、使用期日三月以前においては受け付けない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるものについては、この限りではない。

(平一九教委規則一三・旧第十四条繰上、平二〇教委規則二・一部改正)

(中央図書館駐車場の利用)

第十五条 中央図書館駐車場を利用することができる自動車は、中央図書館へ来館する者の自動車とする。

2 中央図書館駐車場の利用時間は、中央図書館の開館時間内とする。

3 前二項の規定にかかわらず、中央図書館長は、特に必要と認めた自動車を駐車させることができる。

(平一九教委規則一三・旧第十五条繰上、平二〇教委規則二・一部改正)

(資料の複写)

第十六条 資料の複写を希望する者は、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十一条の規定により、文献複写を受けることができる。

2 文献複写を受けようとする者は、資料複写申込書(様式第四号)を館長に提出し、許可を受けなければならない。

(平一九教委規則一三・旧第十六条繰上)

(寄贈又は寄託)

第十六条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(平一九教委規則一三・旧第十七条繰上)

(事業報告)

第十七条 中央図書館長は、図書館の事業について、年度終了後二月以内に、前年度における概要を、教育長に報告しなければならない。

(平一九教委規則一三・旧第十八条繰上、平二〇教委規則二・一部改正)

(委任)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て館長が定める。

(平一九教委規則一三・旧第十九条繰上)

附 則

1 この規則は、昭和五十九年十月三十一日から施行する。

2 川越市立図書館規則(昭和三十九年教委規則第三十三号)は、廃止する。

附 則(平成六年三月二四日教委規則第三号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成六年一〇月三一日教委規則第八号)

この規則は、平成六年十一月一日から施行する。

附 則(平成一一年二月一八日教委規則第六号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年三月二五日教委規則第六号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年七月五日教委規則第一三号)

この規則は、平成十四年七月二十一日から施行する。

附 則(平成一六年三月二六日教委規則第六号)

この規則は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月二六日教委規則第一三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年二月二八日教委規則第二号)

この規則は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則(平成二二年六月二一日教委規則第七号)

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則(平成二七年一〇月二七日教委規則第一〇号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の川越市立図書館管理規則の規定により作成されている用紙等は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成二八年二月一五日教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年六月二六日教委規則第四号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の川越市立図書館管理規則の規定により作成されている用紙等は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

## 2. 令和元年度 運営方針

### 1) 川越市立図書館の運営方針

川越市では、平成28年2月に「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念とした「第二次川越市教育振興基本計画」を策定いたしました。

この計画において、「次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成」「ふれあいと思いやりのある地域社会の実現」「心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現」の3つの教育目標を定め、この目標に基づいて次の5つの方向性を示しました。

- 1 生きる力を育む学校教育の推進
- 2 活力ある地域を創る生涯学習の推進
- 3 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造
- 4 多文化共生と国際交流・協力の推進
- 5 生涯スポーツの推進

図書館では、この方向性のうち主に2番の「活力ある地域を創る生涯学習の推進」を受けて、市民の多様な学習要求にこたえるため、生涯学習に必要な各種資料の整備充実や、施設・設備の効果的活用を図り、市民生活の向上と地域文化の発展に寄与するべく図書館運営を行っております。

そのため、次のような目標を掲げております。

- 1 図書館利用者の利便性向上の推進
  - 図書館利用者の利便性を向上するために、新しい図書館システムに更新する。
  - 快適な図書館環境の整備を目指す。
- 2 図書館資料の収集・整備
  - 利用者のニーズに応じた資料収集に努める。
  - 地域資料の整備をする。
- 3 サービス内容の充実
  - レファレンスサービス、乳幼児・児童サービス、障害者サービスの充実を図る。
  - 各館の事業の取り組みによる、サービス内容の充実を図る。
- 4 地域文化創造の推進
  - 郷土資料解題講座の開催。
  - 博物館収蔵品展との連携企画の実施。
- 5 視聴覚ライブラリーの整備、充実
  - バリアフリー映画会(日本語字幕スーパー及び副音声ガイド付き)開催。
  - 日曜、子ども映画会などの開催。
  - 16ミリフィルム等、所有機材の貸出(団体向け)

2) 川越市立図書館  
令和元年度予算

(単位:千円)

	中央図書館 運営管理	中央図書館 資料の充実	ライブラリー 運営管理	西図書館 運営管理	西図書館 資料の充実	東口図書館 運営管理	東口図書館 資料の充実	高階図書館 運営管理	高階図書館 資料の充実	計	前年比
報酬	253	—	—	—	—	—	—	—	—	253	84
賃金	338	—	—	—	—	—	—	—	—	338	4
報償費	1,242	—	—	1,600	—	100	—	150	—	3,092	△ 742
旅費	135	—	—	54	—	23	—	45	—	257	△ 33
需用費	21,471	11,700	131	6,255	7,670	10,815	5,609	770	7,072	61,563	△ 12,233
消耗品費	3,100	1,770	—	700	7,670	960	5,609	737	7,072	27,618	△ 12,385
燃料費	7	—	—	—	—	7	—	—	—	14	2
食糧費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
印刷製本費	451	—	—	—	—	—	—	—	—	451	△ 469
光熱水費	10,908	—	—	3,600	—	7,044	—	—	—	21,552	740
修繕料	7,000	—	131	1,950	—	2,800	—	30	—	11,911	△ 121
医薬材料費	5	—	—	5	—	4	—	3	—	17	0
役務費	1,689	—	—	530	—	1,386	—	300	—	3,905	297
通信運搬費	1,500	—	—	432	—	420	—	300	—	2,652	△ 48
手数料	104	—	—	98	—	966	—	—	—	1,168	361
保険料	85	—	—	—	—	—	—	—	—	85	△ 16
委託料	58,200	—	—	37,000	—	60,650	—	24,500	—	180,350	3,921
使用料及び賃借料	16,530	—	462	413	—	5,441	—	380	—	23,226	△ 9,935
工事請負費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
備品購入費	484	1,300	—	—	426	281	176	48	670	3,385	0
負担金、補助及び交付金	96	—	—	40	—	—	—	—	—	136	0
補償、補填及び賠償金	2	—	—	2	—	2	—	2	—	8	△ 165
計	100,440	13,000	593	45,894	8,096	78,698	5,785	26,195	7,742	286,443	△ 8,327
	113,440		593	53,990		84,483		33,937			
前年比	△ 6,616	△ 555	△ 417	3,060	△ 348	△ 2,094	△ 248	△ 781	△ 328		

### 3) 川越市立図書館年間事業計画

#### (1) 中央図書館事業計画

##### 【講座・講習会・講演会など】

実施予定	事業名	概要
5/24、6/7、 21	音訳者養成講座(音訳)	音訳技術の基礎講習。
9/28、10/5	郷土資料解題講座	郷土先人の手による資料を市民に紹介し、地域文化への理解を深め、併せて資料に対する知識普及を図る。(全2回)

##### 【一般向け事業】

実施予定	事業名	概要
1月	としょかん福袋	図書館員おすすめの図書を中身が見えないように貸し出し、新しい本との出会いを提供。

##### 【児童向け事業】

実施予定	事業名	概要
7/30	夏休み工作教室	牛乳パックを使った万華鏡の工作。対象は小学生。
8/1	夏休み子ども点字教室	点字についてのおはなし、館内ツアー、点字の読み書き。対象は小学4年～中学3年生。
4/20、11/9	スペシャルおはなし会	ストーリーテリング、読み聞かせ、手遊び等。対象は5歳以上。
7/18	ちよっぴりこわいおはなし会	パネルシアター、ストーリーテリング、読み聞かせ等。対象は5歳以上。
12/24	冬のおはなし会	人形劇、パネルシアター、ビッグブック、紙芝居等。対象は5歳以上。
3/25	春のおはなし会	布芝居、パネルシアター、ビッグブック、読み聞かせ等。対象は5歳以上。
毎週日曜日	にちようおはなし会	読み聞かせ、紙芝居、手あそび等。対象は5歳以上。
毎月2回	ひよこおはなし会	読み聞かせ、手あそび、紙芝居等。対象は3歳程度の幼児と保護者。
毎月2回	いないいないばあのおはなし会	読み聞かせ、手あそび。対象は0歳程度の幼児と保護者。

##### 【学校協力】

実施予定	事業名	概要
5月～2月	学級訪問(3年生)	団体貸出、ブックトーク、利用指導
5月～2月	学級訪問(1年生)	団体貸出、ブックトーク、利用指導
5月	学級招待(3年生)	ブックトーク、利用指導
通年	団体貸出	市内小・中・特別支援学校への資料貸出

##### 【展示】

実施予定	事業名	概要
4/20～5/30	こどもとしょかんまつり	かこさとし氏の作品展示およびクイズ。
8月	平和を考える本展	平和を題材とした図書の展示、貸し出し。
8月	博物館連携展示	市立博物館の展示と連携し、1階及び2階の展示コーナーに、関連資料を展示する。
12/7	障害者サービス特別展示	障害者サービス、事業の周知。
12月	人権週間にに関する本の展示	人権について考える手がかりとなる図書の展示。
4/1～3/31	特集展示	季節や話題になった資料の展示、貸し出し。
4/1～3/31	視聴覚資料特集展示	月毎にテーマに沿った資料の展示、貸し出し。
4/1～3/31	郷土資料展示	2階展示コーナーに、主に貴重書庫の郷土資料を展示する。テーマを決め、解説を加えることなどにより、郷土資料をわかりやすく市民に紹介する。

**【資料整理】**

実施予定	事業名	概要
4/1～3/31	近世史料整理	「大塚新田文書」の整理及び目録作成と「諸家文書」の整理。

**【刊行物】**

実施予定	事業名	概要
5月	川越市立図書館新聞雑誌目録	市立図書館4館が所蔵している新聞・雑誌の合同冊子目録を発行。
7月	『星のかけら』発行	中学生向け読書案内
年4回	『はろーぶっく』発行	児童室だより
隔月	『ぼくたちのおしゃべり』発行	小学生向け読書案内(低学年用、高学年用)

**【協議会・懇談会】**

実施予定	事業名	概要
7月・3月	図書館協議会	図書館運営に關し、協議を行う。

**【視聴覚ライブラリー(中央図書館内)】**

実施予定	事業名	概要
8/18	平和映画会	平和について考える契機となる映画を上映する。
12/7	バリアフリー映画会	視覚・聴覚に障害のある人も楽しめる、副音声及び字幕付き映画を上映する。
毎月1回	子ども映画会	子ども向けアニメーションや映画(アニメ・実写)を上映する。
毎月1回	日曜映画会	名作映画や人権啓発映画等を上映する。

**【その他】**

実施予定	事業名	概要
12/10～19	図書館システム入替	図書館システムの入替。
4/1～3/31	リサイクル資料コーナー	除籍図書リサイクル市で未譲渡となった資料を、隨時、市民等に無償譲渡し、資料の有効利用を図る。
4/1～3/31	司書実習等	市民から、司書資格取得等のために図書館実習を希望する申し出があった場合、可能な範囲で受け入れる。
毎月4回	ブックスタート	4か月児健診の会場においてメッセージを伝えながら保護者と赤ちゃんに絵本を手渡す子育て支援活動。

## (2)西図書館事業計画

### 【一般向け事業】

実施予定	事業名	概要
5/30	読み聞かせのためのおはなし会	地域や学校等で子どもたちに読み聞かせをしたいと考えている方へ、本の選び方や読むこつなどを紹介する。
11/10	バリアフリー映画会	視聴覚に障害のある方も楽しめる、音声ガイドによる場面説明・字幕付映画を上映。
1/11～1/13	図書館福袋	図書館員お薦めの図書を福袋に入れて貸出し、利用促進を図る。

### 【児童向け事業】

実施予定	事業名	概要
5/5	はるのとくべつおはなし会	季節に因んだ読み聞かせ等を通じ、本の楽しさを知ってもらう。内容：読み聞かせ、手遊び、パネルシアター等。対象：5歳以上。
7/20～8/31	夏休み児童相談カウンター設置	子どもからの図書等に関する調査相談に対応。子どもへの読書支援を行う。対象：小学生。
7/23	夏休みおはなし会	季節に因んだ読み聞かせ等を通じ、本の楽しさを知ってもらう。内容：読み聞かせ、紙芝居等。対象：5歳以上。
7/25	夏休み工作教室	自分で作ることの楽しさを知ってもらう。内容：身近なもので工作。対象：小学生。
8/1	ちょっとこわいおはなし会	対象年齢に合せた読み聞かせ等を行い、本の楽しさを知ってもらう。内容：読み聞かせ、パネルシアター、紙芝居等。対象：5歳以上。
8/8	こわいおはなし会	対象年齢に合せた読み聞かせ等を行い、本の楽しさを知ってもらう。内容：読み聞かせ、紙芝居、ストーリーテリング等。対象：小学生。
8/8	こわいこわいおはなし会	対象年齢に合せた読み聞かせ等を行い、本の楽しさを知ってもらう。内容：読み聞かせ、ストーリーテリング等。対象：小学生。
10/6	あきのとくべつおはなし会	季節に因んだ読み聞かせ等を通じ、本の楽しさを知ってもらう。内容：読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター等。対象：5歳以上。
12/25	クリスマスおはなし会	冬、クリスマスに因んだ読み聞かせ等を通じ、本の楽しさを知ってもらう。内容：読み聞かせ、パネルシアター等。対象：5歳から小学生。
1/11～1/13	子ども向け図書館福袋	図書館員お薦めの図書を袋に入れて貸出し、利用促進を図る。
1/12	初笑いおはなし会	季節に因んだ読み聞かせ等を通じ、本の楽しさを知ってもらう。内容：読み聞かせ、紙芝居等。対象：5歳以上。
3/6～3/7	ぬいぐるみおとまり会とおはなし会	ぬいぐるみを一晩預かり、翌日ぬいぐるみが選んだ本として図書館お薦めの本を紹介する。対象：3歳～小学生。
毎週土曜日	どようおはなし会	読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター、手遊び。対象：5歳以上。
毎月1回	ひよこおはなし会	読み聞かせ、手遊び。対象：3歳程度の幼児と保護者。
毎月2回	いないいないばあのおはなし会	親子ふれあい遊び、わらべ歌、絵本の読み聞かせ。対象：0歳から1歳児の幼児と保護者。

### 【学校協力】

実施予定	事業名	概要
6月	霞ヶ関北小2年生利用指導	図書館の利用の仕方など指導。
10/26	霞ヶ関北小学校文化祭(優鳩際)	文化祭に参加し、1～2年生におはなし会を行う。
通年	学級訪問	霞ヶ関北小3年生ほか。ブックトーク、団体貸出により、読書環境の醸成を図る。
通年	団体貸出	霞ヶ関北小学校へ図書・絵本等の貸出しを行う。

**【展示】**

実施予定	事業名	概要
4/23～5/30	子どもとよかんまつり ベストリーダー展示	前年度最も多く読まれた図書・絵本を展示、貸出しとともに、「よみものベスト30」、「えほんベスト30」のリストを作成、配布を行う。
月ごと	一般特集展示	季節等に合わせたテーマに基づき資料を展示、貸出しを行う。
随時	一般ミニ展示	時事に因んだテーマで資料を展示、貸出しを行う。
季節ごと	児童特集展示	季節等に合わせたテーマで、子ども向けに図書・絵本等を展示、貸出しを行う。
随時	児童ミニ展示	時事に因んだテーマで、子ども向けに図書・絵本等を展示、貸出しを行う。
季節ごと	ヤングアダルト特集展示	10代(中高生)利用者に向けて、季節、時事等のテーマで資料を展示し利用促進を図る。

**【研修】**

実施予定	事業名	概要
10月	DAISY編集研修	音訳者の技術向上のため講師個別指導のもと、DAISY編集の技術を習得しながら録音資料を完成させる。

**【その他】**

実施予定	事業名	概要
12/10～19	図書館システム入替	図書館システムの入替。
4/1～3/31	リサイクル資料コーナー	常設のリサイクルコーナーで除籍資料を配布。

### (3) 川越駅東口図書館事業計画

#### 【一般向け事業】

実施予定	事業名	概要
1月	としょかん福袋	図書館員おすすめの図書と本にあったCDを詰め合わせて提供。

#### 【児童向け事業】

実施予定	事業名	概要
5/5、11/3	とっておきおはなし会	季節にあった本の読み聞かせやパネルシアター等。
7月・8月	夏休みおすすめ本展示	小学生対象。おすすめの本を紹介する。
7/24、8/21	夏休み工作教室	小学生対象。図書館の本を利用し、自分で作ることの楽しさを知ってもらう。
7月・8月	夏休み児童カウンター設置	夏休みに読書案内窓口を設置し、児童書のレファレンスに対応する、子どもの読書支援。
8/23	かすかにこわいおはなし会	読み聞かせ・紙芝居等。
9/27～28	ぬいぐるみおとまりとおはなし会	ぬいぐるみを一晩預かり、ぬいぐるみが選んだ本を読んで楽しむ。
12/5	ひよこクリスマスおはなし会	3歳程度の幼児と保護者に、クリスマス関連の読み聞かせ、手あそび、パネルシアター等。
12/23	クリスマスおはなし会	クリスマス関連の本の読み聞かせやパネルシアター等。
1月	図書館ふくぶくろ	図書館員が薦める、年齢別子ども向け図書を福袋として提供。
毎週日曜日	にちようおはようおはなし会	読みきかせ・紙芝居等。
毎月1回	ひよこおはなし会	読み聞かせ、手遊び。対象は3歳程度の幼児と保護者。
毎月2回	いないいないばあのおはなし会	親子ふれあい遊び、わらべ歌、絵本の読み聞かせ。対象は0歳から1歳児の幼児と保護者。

#### 【学校協力】

実施予定	事業名	概要
10月	学級招待(仙波小3年生)	ブックトーク。

#### 【展示】

実施予定	事業名	概要
月ごと	一般特集展示	各月のテーマに沿った一般向け図書を展示し、利用を促す。
季節ごと	児童特集展示	季節等に合わせたテーマで、子ども向けに図書・絵本等を展示し紹介する。
季節ごと	ヤングアダルト向け企画展示	10代(中高生)利用者に向けて、季節、時事等のテーマで資料を展示し利用促進を図る。

#### 【その他】

実施予定	事業名	概要
12/10～19	図書館システム入替	図書館システムの入替。
4/1～3/31	リサイクル資料コーナー	常設のリサイクルコーナーで除籍資料を配布。

#### (4)高階図書館事業計画

##### 【講座・講習会・講演会】

実施予定	事業名	概要
11月	絵本講座	保護者や子どもの本に関わる大人を対象に絵本の選び方、読み聞かせについての情報を提供する。

##### 【一般向け事業】

実施予定	事業名	概要
9月	バリアフリー映画会	視聴覚障害者向け音声ガイド・日本語字幕付きの映画の上映会。
10月	POPまつり	ヤングアダルト世代からお勧め図書のPOPを募集し掲示する。
12月	としょかん福袋	図書館員おすすめの図書を利用者には中身が分からぬ福袋形式にして貸出す。
2月	大人のためのおはなし会	成人を対象としたおはなし会。

##### 【児童向け事業】

実施予定	事業名	概要
4/14	はじめましてのおはなし会	利用案内や読み聞かせを通じて、本や図書館に親しみを持ってもらう。対象：5歳以上。内容：読み聞かせ、パネルシアター、手遊び等。
7月	夏休み宿題お悩み相談	「自由研究」「工作」「読書感想文」に関する本探しの支援を行う。対象：小学生。
7月	夏休み工作教室	工作教室に参加することにより、図書館への親しみをもってもらい今後の利用に繋げていく。対象：小学生。
7月	しらべてみよう	百科事典や図書館資料の使い方を説明することにより、自由研究や調べものの支援を行う。対象：小学校高学年以上。
8月	かがくあそび	かがくあそびに参加することにより、図書館への親しみをもってもらい今後の利用に繋げていく。対象：小学校中学年以上。
8月	こわいおはなし会	読み聞かせを通じて、本や図書館に親しみを持ってもらう。対象：5歳以上。内容：読み聞かせ、語り、手遊び等。
9月	バリアフリーおはなし会	布絵本などを用いてバリアフリーの観点で行うおはなし会。対象：5歳以上。内容：読み聞かせ、手遊び等。
10月	あきのどようスペシャルおはなし会	季節ごとに行う特別なおはなし会。読み聞かせを通じて、本や図書館に親しみを持ってもらう。対象：5歳以上。内容：読み聞かせ、パネルシアター、手遊び等。
12月	クリスマスおはなし会	クリスマスに因んだ特別なおはなし会。読み聞かせを通じて、本や図書館に親しみを持ってもらう。対象：5歳以上。内容：読み聞かせ、パネルシアター、手遊び等。
2月	ふゆのどようスペシャルおはなし会	季節ごとに行う特別なおはなし会。読み聞かせを通じて、本や図書館に親しみを持ってもらう。対象：5歳以上。内容：読み聞かせ、パネルシアター、手遊び等。
毎週土曜日	どようおはなし会	毎週土曜日に行う定例のおはなし会。読み聞かせを通じて、本や図書館に親しみを持ってもらう。対象：5歳以上。内容：読み聞かせ、手遊び等。
毎月2回	いないいないばあのおはなし会	月1日、2回行う定例のおはなし会。対象：0～1歳児と保護者。内容：絵本の紹介、手遊び等。
毎月1回	ひよこおはなし会	月1回行う定例のおはなし会。対象：就学前の幼児と保護者。内容：読み聞かせ、手遊び、ビッグブック等。
毎月1回 (除4,8,12月)	おはなしのじかん	「読み聞かせ」から「自分で読む」への移行期の子ども向けに長めの作品を扱う月1回のおはなし会。対象：小学生から大人。

##### 【学校協力】

実施予定	事業名	概要
10・11月	学級招待	高階小、高階南小の3年生を対象とした利用指導とブックトーク。

**【展示】**

実施予定	事業名	概要
年12回	一般特集展示	月毎にテーマを決め、図書の展示・貸出しを行う。
年9回	児童特集展示	月毎にテーマを決め、図書の展示・貸出しを行う。
年12回	視聴覚資料特集展示	月毎にテーマを決め、資料の展示・貸出しを行う。
4月	こども読書週間特別展示	子ども読書週間に因んだテーマの本の展示・貸出し。
9月	バリアフリー映画会 関連展示	バリアフリー映画会に関連した図書の展示・貸出しを行う。
10月	川越祭り関連展示	川越祭りに関連した図書の展示・貸出しを行う。
10月	読書週間特集展示	読書週間に因んだテーマの本の展示・貸出し。

**【その他】**

実施予定	事業名	概要
12/10～19	図書館システム入替	図書館システムの入替。
4/1～3/31	リサイクル資料コーナー	常設のリサイクル資料コーナーにて除籍資料を配布。